

# 令和8年度札幌市立二条小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日（5月22日一部改訂）

～楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめを見過ごさない、許さない学校をめざして～  
「キラリ輝く二条の子」～自らをキラリ輝かせる！他者をキラリ輝かせる！

## 1. 「いじめ」に対する基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるものであり、絶対に許されないものである。本校のすべての教職員が自らの問題として切実に受け止め、家庭・地域、関係機関と連携し、徹底して取り組むべき重要な課題である。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識をもち、楽しく豊かな学校生活を送ることができるように「札幌市立二条小学校いじめ防止基本方針」を策定した。学校では、教職員、保護者、地域が一体となって、法におけるいじめの定義や「学校いじめ防止基本方針」を理解し、学校でのいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）において組織的対応を基本に未然防止、早期発見・対処の取組を組織的に進める。その際には、「さっぽろっ子宣言～プラスのまほう」などを活用したり、パートナー校との連携を大切にしたりしながら推進する。「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、訴えを真摯に受け止め、対応にあたる。そのためには、学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。また安全、安心な学校作りのために、教職員と保護者・地域そして関係機関との連携を深めていく。

### 【いじめの定義】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止法第2条より）

### 【具体的ないじめの様態】

- ・冷やかしやからかい
- ・仲間外れ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマホ等により SNS で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（いじめの防止等のための基本的な方針より）

## 2. 「いじめ」対応の取組

子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくり

子どもにとって「安心感」が生まれる学校づくり～（令和8年学校経営重点より）

いじめから子どもたちを守るためには、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうる問題である」との認識を常にもち、学校の役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめにかかわる対応の前提において、「すべての教育活動において基本的人権を尊重するとともに、一人一人が自他の生命を尊び、互いにかけてあげない人間としての尊厳や多様性を認め合い、あらゆる偏見や差別をなくし、支え励まし合う温かい人間関係の中で、心豊かにしなやかに生きようとする態度を育む人間尊重の教育の推進が不可欠である。（『札幌市学校教育』より）

被害経験でも加害経験でも、

小学4年生から中学3年生までの6年間で、9割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれていることが、国立教育政策研究所の追跡調査で明らかになっている。

よって「すべての子どもがいじめに巻き込まれる可能性があるもの」、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうるもの」にとらえ、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策になる。本校でもすべての教職員が共通認識をもって未然防止に取り組んでいく。

### ★ストレスとストレッサー★

日本語では、ストレスの症状と原因とを区別せずに、「ストレス」の一語で表現することが少なくありません。しかし、正しくは、ストレスというのはストレス症状（イライラ感、無気力感、身体の不調等）を指す用語で、それをもたらす要因（≒原因）となるものはストレッサーと表現します。

ストレッサーが要因となり、いじめに結びつくと考え、未然防止の最善の手立てはストレッサーを子どもに感じさせない「学校」をつくることである。具体的には、学校生活の大部分を占める「授業時間」がストレッサーにならないこと、「授業」を含めた集団生活に、自分の居場所や仲間同士の絆が存在することであると考え。つまり、学校が子どもにとっての「安心感」ある場所となることが重要である。

### 【授業場面において】

学校生活においてほとんどの時間は授業時間である。まず、いじめを生まない学級風土を築く第一歩は「わかる・できる・楽しい授業」づくりを進め、授業改善を図ることである。学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、仲間からのひやかしやからかいなどは、子どもの学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になる。「わかる・できる・楽しい」授業とは、テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、すべての子どもが学習に主体的に参加できる、学習場面で活躍できる、仲間と学び合える授業への改善のことである。その改善により、授業時間での居場所ができ、仲間のよさを感じながら学び合い、相互承認の感度を高めることで仲間との絆を築く。

また、学習に向かう規律（時間になったら自ら学習をスタートさせる、正しい姿勢で学習に立向かうなど）や生活習慣を定着させることも、「わかる・できる・楽しい授業」のためには不可欠である。同

様に豊かな人間性を育むため、道徳教育を充実させ、生命尊重、思いやりの心を育む教育活動の充実、人間尊重の教育の充実にも併せて努めなければならない。

よき授業はよき学習集団をつくり上げるが、学校生活にはそれ以外の集団構成による活動も多くある。そこでは友人関係、集団づくり、社会性の育成などに関することが重要になる。単に子どもが何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよいということではなく、個々の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識し、場や機会を提供する。

友達や周りの大人との関わり合いを通して、子ども自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことなどができるよう、場や機会を設定する。

#### 【自治的な活動】

児童会等による子ども主体の自治的ないじめ防止の取組を推進する。自己肯定感や自己有用感を育み、よりよい学校づくりのために自分ができること、すべきことを考え、発信する取組を通して、いじめ防止にかかわる活動を推進する。「子どもの声を聴く」を全ての教育委活動を貫く重点として教育活動を推進する。

#### 【子ども理解】

教職員は常に「子ども理解」に努める。普段の生活から、子ども一人一人の学習や生活の様子（表情や声、友達同士のかかわり等）を観察し、変化に気付き、その変化の原因を探るといった子どもの一挙手一投足に気を配ることが大切である。更に、毎日のシャボテンログを確認や定期的にいじめのアンケートをとったり、教育懇談で保護者の話の内容から聞き取ったりするなど実態把握に努める必要があり、それらの情報を職員間で共有し、保護者と連携して、迅速な対応をとることが重要である。

また、教師はよき評価者でなければならない。子どもの学習や生活の様子から成長を見取り聞き取る評価活動を行い、子どもに積極的に返すことが大切であり、子どもが自己有用感をはぐくむための最大の支援者の役割も果たす必要がある。

「いじめ」等に関する子ども理解を深めるための研修を、適宜、実施することで、日々の実践・評価に役立てていく。これらのいじめアンケート、いじめの研修等を含め、いじめに関する取組については学びの支援、いじめ対策委員会が中心になって行う。

いじめに関する指導は、道徳の時間や学級活動等を使い学級単位で随時行うと同時に、どの学年・学級においても必ず指導がなされるように計画通りに実施していく。年間計画の作成はいじめ対策委員会が中心になって行う。

- ・いじめ防止等対応マニュアル・・・市教委資料参考
- ・学校評価の評価項目にいじめ防止の取組に関する評価項目を入れる
- ・毎月行われる定例の「いじめ対策会議」にて確実に情報を共有する。

### 3. 「いじめ」対応に向けた組織

---

#### (1) 名称

『いじめ防止対策委員会』

#### (2) メンバー

組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。  
校長・教頭・主幹教諭・教務主任・保健主事・養護教諭・当該学年主任・スクールカウンセラー

の教職員とする。必要に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー、医師、警察官経験者などの外部専門家等や地域の関係者などに助言を求める。

※いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度、内容を確認する。

※校長が不在時は教頭もしくは主幹教諭が責任者代理として対策会議を開催し、その後、校長に報告し決裁を得る。

※構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。

### (3) 役割

○本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発

○学校いじめ防止基本方針に基づく未然防止等の取組の実施、進捗状況の確認、定期的な検証

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割

○いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある子どもへの事実関係の聴取、指導や支援の方針や体制

○対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

○学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を担う役割

○重大事態へ報告の確認

### (4) 仕事と日程

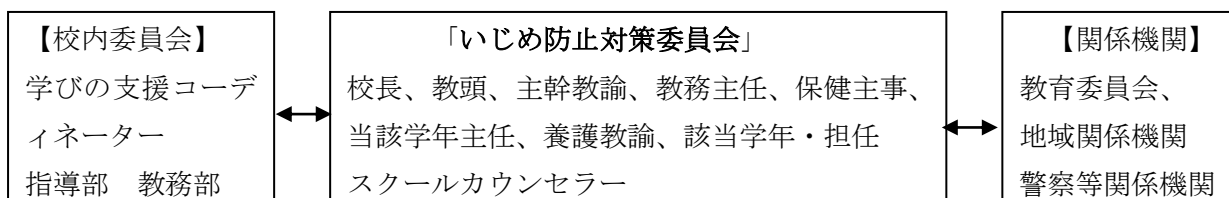
#### 仕事

① 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成

② いじめの疑いに関する情報、子どもの問題行動の情報を、教職員で共有するための収集

③ 本校独自のアンケートの実施に関すること（作成 集約 分析 改善策、記録保管）

④子どもの命を見守る月間の計画・実施



#### 日程

定例会を開いて学校としての組織的、計画的な取組を行う。

・定例の対策委員会 計12回

・校内で起きた事案の重大性、緊急性に応じて、適宜「いじめ対策委員会」を招集し解決を図るものとする。その際は事案に応じて委員会メンバーに加え、その他の教職員を追加招集するものとする。

## 4. いじめの未然防止

---

### <児童>

- ・児童一人一人が学級の一員として自分の居場所を感じられるような安全で安心感のもてる学級づくりを行い、学級のルール等の規範意識をもたせます。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった、命の大切さを道徳の学習や学級指導を通して育みます。
- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌、学級風土をつくります。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。また、その際に知らせることは必要なことであることも併せて指導します。
- ・「いじめ問題」に関する自主的な活動を児童会活動として行います。

### <教職員>

- ・「みんなで創る私の学び」の具現化に向け授業改善に努め、学習に対する達成感・成就感を育てます。
- ・児童一人一人の心身の変化を把握（日常観察・シャボテンログ）し、見守りを行い児童や保護者の心に寄り添う姿勢をもちます。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深めます。
- ・問題を抱え込まず、管理職への報告や同僚への協力を求め組織的に対応します。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について教職員の理解と実践力を深めます。
- ・全校朝会等の話で校長が、学校として「いじめは全体に許されない」というメッセージを伝えます。
- ・いつでも誰にでも相談できる体制を関係機関と連携を図りながら充実させます。

### <保護者・地域>

- ・児童が発するサインに気付いたら、家庭と連携を図ります。
- ・懇談会や学校便り等で理解と協力をお願いします。

## 5. 「いじめ」の早期発見・早期対応

---

### (1) 早期発見の基本

- ①子どものささいな変化に気づくこと（日常の児童観察と児童理解・コミュニケーション・シャボテンログ）
- ② 気付いた情報を確実に共有すること（組織的な対応）
- ③（情報に基づき）速やかに対応すること（早期対応の徹底）

児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付किながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。また、学校アンケートや「悩みやいじめに関するアンケート」の結果等を真摯に受け止め、適切な対応と情報共有、組織的な対応につなげていくことが重要である。

### 2) 早期発見のために

気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった、シャボテンログによる相談等の場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を学年で共有し複数で判断、必要に応じて聞き取り調査や指導を行う。また、そうして得られた情報等

を集約し、管理職に報告、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。

重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人何も気付かなかったというよりも、そうしたささいな情報を放置したり、問題ではないと判断したりした結果、深刻化していることから、「早期認知」「早期対応」を心がける。なお、暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、速やかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。また、子どもが遊びやふざけだと言おうとも、暴力的行為を止める。その後は、何が起きていたのか、どのような対応を行ったかを「組織」の担当者に速やかに報告し、その後の調査、指導につなげる。

### (3) 定期的なアンケートの実施

年2回の学校アンケート、11月の札幌市教育委員会からの調査を実施する。どの調査も、アンケートの回答を踏まえ、面談を基本としつつ、気になる子どもを中心に個別面談を行い、状況を把握するとともに未然防止、改善に努める。また、経過を観察する。

ただ、調査で発見できる場合もあるが、調査実施後に起きた行為は把握しづらく、記名式なので素直に答えないことも考えられる。「どのようないじめ」も、ちょっとした意地悪や嫌がらせから始まるものが少なくないため、いつ、誰が、誰に対して行っても不思議ではないという認識をもち、教職員は、普段から児童の観察を行い、子どもへの関わりを深めることを大切にしたい。登校直後、休み時間、給食時などの何気ない会話も児童理解の貴重な場として大切にしたい。

- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や教育活動、学級指導の充実を図ります。
- ・アンケート調査の実施（学校アンケート 年2回・教育委員会 1回）し、児童の人間関係や学校生活等の悩みを把握します。
- ・児童の様子を、多くの教員で見守り、情報の共有を行って学校として組織的な対応します。
- ・相談体制の確立と家庭との日常的な情報を共有します。
- ・当該児童の保護者と、家庭での指導や対応の仕方についての指導と共通性を持たせます。

## 6. いじめへの対応について

---

### (1) 手順

いじめの対策のための「組織」であるいじめ対策委員会が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、SCや関係機関と連携をとりながら、事実関係の把握を行う。いじめあるいはいじめの可能性があると判断されたら、事実確認の結果は、学校長が責任をもって市教委に報告する。被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで学びの支援・いじめ対策委員会が責任をもつ。

問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。子どもの人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける責任がある。

## (2) 組織の判断、権限、警察との連携について

通常考えられるいじめ対応は、学びの支援・いじめ対策委員会が行う。ただし、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、市教委とも連絡を取り、学校として、所轄警察署へ相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

なお、いじめが「重大な事態」と判断された場合には、市教委からの指示に従って必要な対応を行う。

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(いじめ防止対策推進法 第23条第6項)

犯罪とも捉えられるいじめについては、その対応を学校に閉じるのではなく、警察等の関係機関に速やかに通報等を行い、地域ぐるみで解決を図る。また、そうした事案の端緒を発見した時にも、躊躇なく警察等の関係機関と連携した対応をとる。

(いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について『文部科学省平成31年3月29日』)

## (3) 該当児童、保護者に対して

対応の際は、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、**迅速に保護者に連絡**すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意する。

大切なことは、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応がなされることである。ただし、あくまでも組織としての対応を行うことを忘れないようにする。

## (4) いじめが起きた集団へのかかわり

いじめを行っていた集団は時間とともに、いじめられる側になることも多くある。そのためにも、傍観者となりいじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、しっかりいじめの連鎖を断ち切るような教育活動を考える。年間計画に位置付けられた取組を利用できる場合にはその機会に、そうでない場合には、臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

## (5) ネットいじめへの対応

SNS等によるネットいじめなど発見が難しい形態の事案が増加していることを受け、学校単独で対応することが困難と判断した場合には、市教委と連携、相談しながら対応を考える。

必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。学校における情報モラル教育も関係機関と連携し、積極的に進めていきたい。インターネット不適切な書き込み等については、事実関係を記録した上で、必要に応じて警察と連携を図りながら削除の措置をとる。

## (6) いじめ解消の判断

いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定平成29年3月14日）P30～31】

## (7) その他

### ■学校の取組の評価について

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を位置付ける。

### ■個別の対応状況に関する記録及び引継について

- ・ いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。  
児童一人一人の記録を保管して学年間で必ず引き継ぐ。
- ・ 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。【令和6年度以降はデータ保管】

### ■緊急時の対応について

- ・ 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- ・ 教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

**学校・家庭・地域総ぐるみで、**

**いじめは「しない・させない・ゆるさない」を徹底**

## 7. 対応の流れ

